

## 国保税の特別徴収

国保税の特別徴収（年金引落とし）の対象となる方は、次の①～③の条件を全て満たす世帯主です。

**= 注意 =**

年金引落としから口座振替への変更を希望される場合は、申出書の提出が必要となります。（口座振替の手続きだけでは切り替えることができません。）

- ① 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主
- ② 年額18万円以上の年金を受給している世帯主
- ③ 介護保険料が年金から引落としされている世帯主

ただし、次のいずれかに該当する場合は、年金引落としできません。

- ・引落とし合計額が年金支給額の1/2を超える場合
- ・本年度中に75歳に到達する方がいる場合
- ・納付方法を口座振替への切り替えを申出された方



## 国保税を納める

固定資産税は8回（7～2月）に分けて、同封の納付書等により、納めていただきます。

### ■納付期限

第1期分	7月25日(火)	第5期分	11月27日(月)
第2期分	8月25日(金)	第6期分	12月25日(月)
第3期分	9月25日(月)	第7期分	1月25日(木)
第4期分	10月25日(水)	第8期分	2月26日(月)

**納付場所**

▶同封の納付書により  
黒松内町役場本庁舎出納室  
北海道信用金庫各本支店  
ようてい農協各本支所  
北海道内の郵便局

## 国保税を滞納した場合

国民健康保険税を滞納すると次の措置を執る場合があります。

納付が困難な場合は、早めに御相談ください。

- ・督促料や延滞金を加算する場合があります。
- ・財産（不動産、預貯金、給与等）の差押えをする場合があります。
- ・保険給付（療養費、高額療養費等）を差し止める場合があります。

早めに御相談を。



## 無料で健康チェック

30歳以上の国保に加入する方は、年1回、無料で健診が受けられます。

検査は1時間程度。糖尿病、高血圧症などの生活習慣病に関連した項目です。

自らの健康状態を把握して、元気な日常を維持しましょう。

**集団健診**

年2回、保健福祉センターで、がん検診と同時に検査できます。  
次回は、11月2日(木)に実施します。

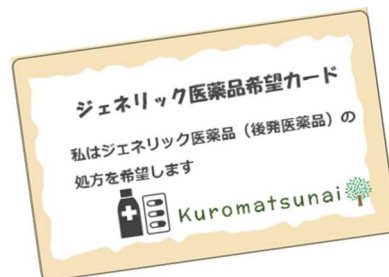
**通年健診**

ブナの森診療所で、都合の良い日に直接予約して受診できます。  
※ブナの森診療所 ☎ 72-3301

## 安価な薬を希望する方は

新薬と同等の効き目と安全性が確認された安価なジェネリック医薬品を利用したい方に、希望カードを配布しています。

受診の際に御利用ください。



■ お問い合わせ ■



黒松内町 住民課 出口・黒滝  
〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1  
TEL 0136-72-3312 FAX 0136-72-3316  
E-mail: [zeimu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp](mailto:zeimu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp) HP: <https://kurojygu.jimdo.com/>

住民課ホームページ▶





令和 4 年度から

# 「資産割」を廃止しています。

令和 12 年  
国保税率  
全道統一へ  
向け



平成 30 年の国民健康保険(以後「国保」)制度改革により、国保税率は都道府県単位で統一するとされ、北海道では道国保運営方針で「令和 12 年度に統一を目指す。」としています。

本町においても統一国保税に向け、令和 4 年度の国保税算定から「資産割」を廃止した新たな税率へ移行しています。

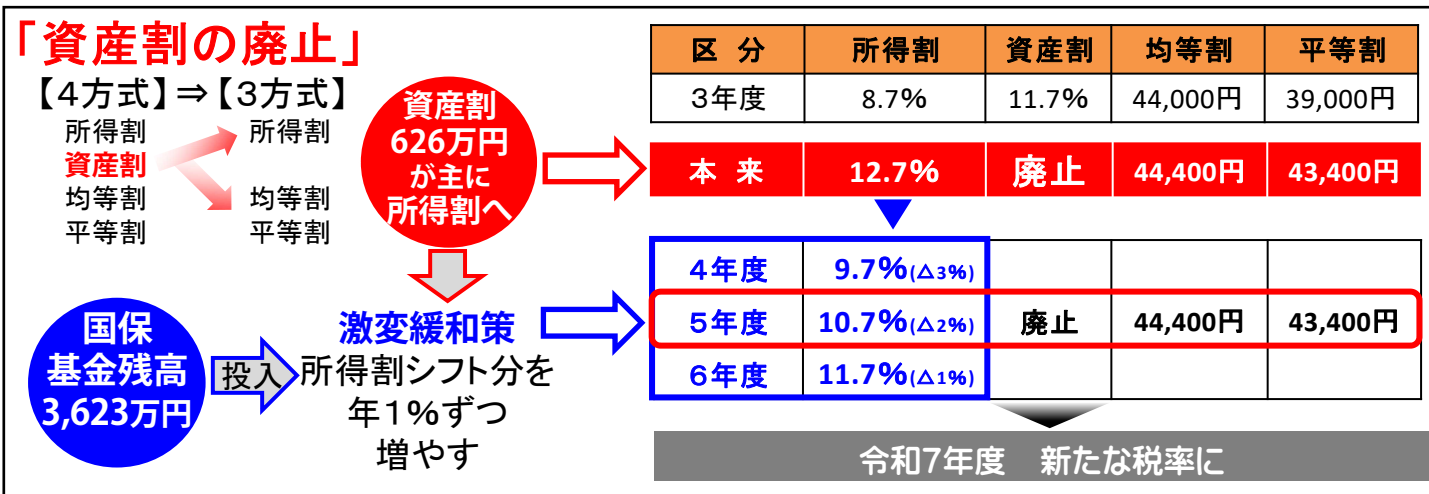
▶統一保険税とは  
都道府県単位で、国保税の算定方式を統一するとされ、同じ所得、年齢層、世帯構成であれば、北海道内どここの市町村でも同じ保険税額となります。

## 資産割の廃止により

これまで資産割で賦課していた 626 万円(3 年度ベース)が減額となりますが、その額は主に所得割へ移行させています。

所得がある方の影響が大きいことから、令和 4 年度に全てを移行させずに、国保会計基金を活用して本来 8.7%(令和 3 年度)から 12.7%まで上げなければならない所得割の率を、令和 4 年度から 3 年間(令和 6 年度まで)1%ずつ段階的に引上げる激変緩和策を講じています。

また、令和 6 年度の段階で、国保会計の運営状況、北海道の統一保険税に向けた対応などを考慮して、令和 7 年度には新たな税率を設定する予定としています。



## 世帯ごとの国保税は

所得割を令和 4 年度から年 1%ずつ 3 年間で段階的に引上げる激変緩和措置により、国保基金から約 800 万円を充てる予定です。

激変緩和措置による 1 世帯当たりの平均軽減額は、4 年度が約 1 万 1 千円、5 年度が約 7,600 円、6 年度が約 4,600 円と試算しています。

国保税額は、世帯の構成員、所得状況により変化します。町では右表のモデルケースにて試算しましたので、参考として御覧ください。

### ◆モデルケース試算[4~6 年度]

※下段 3 年度比

	3	4	5	6
① 一人世帯 [40代]非介護あり 所得:0円 資産:0円	24,800	26,300 1,500	26,300 1,500	26,300 1,500
② 一人世帯 [60代]非介護あり 所得:0円 資産:5万円	63,300	26,300 ▲37,000	26,300 ▲37,000	26,300 ▲37,000
③ 二人世帯 [80代]非介護なし 所得:130万円 資産:5万円	176,600	156,000 ▲20,600	164,700 ▲11,900	172,500 ▲4,100
④ 二人世帯 [40代]非介護あり 所得:200万円 資産:0万円	215,500	234,100 18,600	249,800 34,300	263,900 48,400
⑤ 二人世帯 [70代]非介護なし 所得:340万円 資産:30万円	508,300	347,500 ▲160,800	377,200 ▲131,100	403,900 ▲104,400

## 国保税の計算は

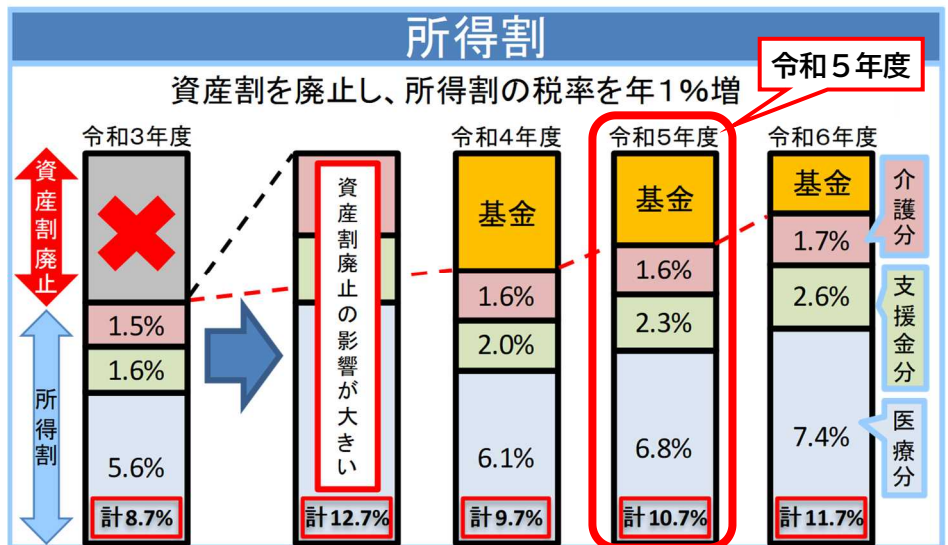
令和3年度までは、所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式により算定していましたが、令和4年度から資産割を除いた三つの方式で算定しています。

国保税の年額は、病気やケガをしたときの医療費に充てる医療給付分、75歳以上の方が対象となる後期高齢者医療への支援金分、40歳から64歳までの方は介護サービス費に充てる介護納付金分を合算した額となります。



## 令和4年度からの所得割は

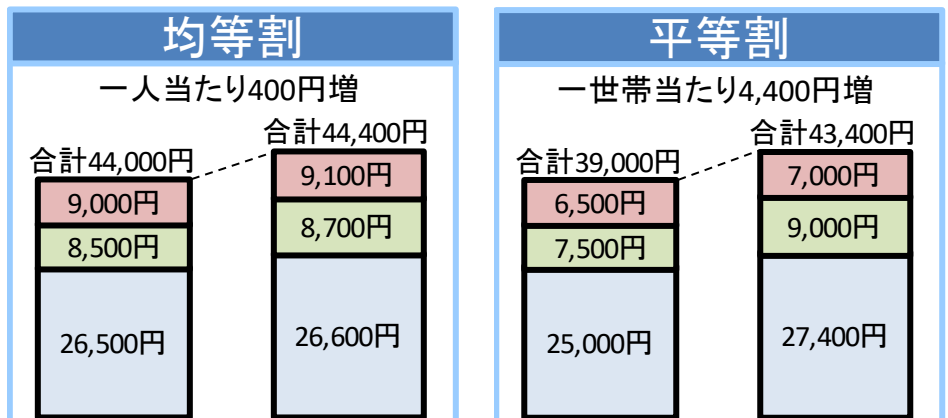
前年の所得に応じて負担する所得割は、資産割を廃止することで本来であれば税率8.7%から12.7%まで4%引上げなければなりませんが、国保会計の貯金である基金から不足分を補うことで、令和4年度から令和6年度までの3年間は年1%ずつ段階的に引上げることで、所得割に掛かる税負担を軽減しています。



## 均等割と平等割は

令和4年に資産割の廃止により、資産割で負担していた額は主に所得割へ移行させますが、均等割と平等割へも移行させています。

令和3年度比較で、加入者に乗じる均等割額は400円増、一世帯ごとに負担する平等割額は4,400円増としています。



## ◆ 国民健康保険税のお支払いは ◆

### ◆ 口座振替を御利用ください

口座振込の手続きをすると、納期限日に指定した口座から自動的に税を引落としします。

詳しくは、住民課税担当までお問い合わせください。☎0136-72-3312



口座振替  
が可能な  
金融機関

北海道信用金庫  
ようてい農業協同組合  
ゆうちょ銀行  
※郵便局での手続きとなります。

## 上限額を見直し

令和5年の地方税法改正に伴い、国保税の上限額を102万円から2万円引き上げ104万円となります。

【4年度】	
基礎分(医療)	65万円
後期支援分	<u>20万円</u>
介護給付金分	17万円
合計	<u>102万円</u>

【5年度】	
基礎分(医療)	65万円
後期支援分	<u>22万円</u>
介護給付金分	17万円
合計	<u>104万円</u>

## 収入が少ない方への軽減

所得が基準以下の世帯に対し、7割、5割、2割の三段階で国保税を軽減しています。

5年度は、国保税の上限額の見直しと合わせて、5割軽減と2割軽減の軽減判定に用いる算定額を拡大しました。

【例】夫64歳、妻62歳の夫婦世帯  
夫(世帯主)年金100万円、妻年金73万円の場合

軽減前の国保税 132,200円/年

所得割	0円
均等割	44,400円×2人=88,800円
平等割	43,400円(世帯)=43,400円

判定区分により

夫所得 40万  
妻所得 13万  
所得計 53万  
7割軽減

39,600円/年

軽減割合	軽減判定所得(世帯)の判定区分
2割軽減	43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割軽減	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者等の人数-1)以下

## 倒産・解雇された方への軽減

倒産・解雇・雇用止めなどの理由で離職された方が安心して受診できるよう、非自発的な理由で失業して国保へ加入する方の国保税は、失業から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定しています。対象は次の①、②の全てに該当する方です。

- ①離職日時点で65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、公共職業安定所(ハローワーク)が認めた「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に当てはまる方

※「特定受給資格者」…倒産解雇等の事業主都合により離職した者  
※「特定理由離職者」…労働契約の期間満了などにより離職した者



## 子供たちへの応援制度

### ▶未就学児の軽減

未就学児一人当たりに課税する均等割の半額を軽減しています。所得による制限はなく、軽減を受けるための手続きも要しません。

### ▶出産育児一時金

子供が生まれたときに支給する「出産育児一時金」を、今年度から8万円増額し50万円支給しています。



＝ お知らせ ＝



今お使いの保険証は  
有効期限が令和5年7月31日まで



今年は  
薄えんじ

古い保険証は  
町へ返却か破棄  
してください。

8月1日より  
新しい保険証に変わります

◆7月中に郵送します◆

限度額適用認定証  
の更新も忘れずに

限度額適用認定証の有効期限は7月末まで。必要な方は更新手続きを。